

「年金ライフプランのすすめ」 令和7年度版 追補

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更(令和7年8月)

(39頁) 表9が次のように変わりました。

表9 ●基本手当の給付率 (～令和8年7月末)

給付率	賃金日額	3,014 円以上	5,340 円以上	11,800 円超	13,140 円超
		5,340 円未満	11,800 円以下	13,140 円以下	
60 歳未満	80%	80～50%			50%
60 歳以上 65 歳未満		80～45%	45%		

(注)賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 17,740 円、60～64 歳 16,940 円、基本手当日額は 45～59 歳 8,870 円、60～64 歳 7,623 円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更(令和7年8月)

(39頁) **高年齢雇用継続給付 (1)受けられる条件** の3～5行目が次のように変わりました。

…②60歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、**75%未満**かつ 386,922 円 (～令和8年7月末) 未満の賃金で就労している人です。

(39頁) **(2)給付の内容** の6～8行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 386,922 円 (～令和8年7月末) を超えるときは、その超えた分が減額されます。